



古都を守り、継承する ～古都保存法の概要と取組～



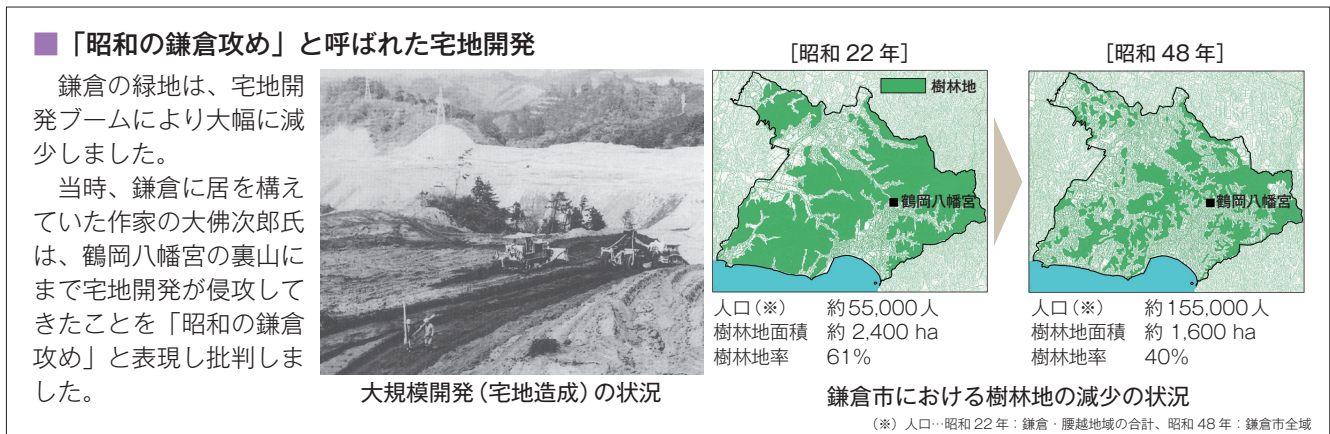
古都保存法とは (古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法第1号))

古都保存法の制度の背景

昭和30年代後半の日本は高度経済成長期にあり、全国的に宅地開発ブームでした。

開発の手は、京都や奈良、鎌倉においても、歴史的に重要な建造物や遺跡の周囲をとりまく樹林地等にまで迫り、市民や文化人等により古都保存の機運が高まってきました。

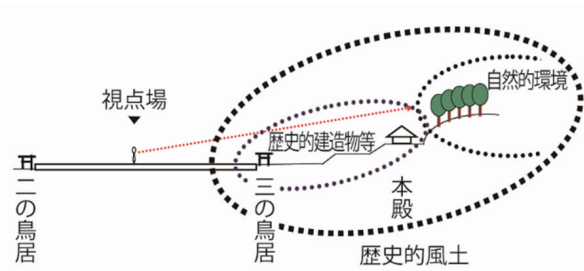
こうした状況の中、昭和41年に「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」(通称：古都保存法)が議員立法で制定されました。



古都保存法の目的

古都保存法は、古都における「歴史的風土」を保存することを目的としています。

歴史的風土とは、歴史的な建造物や遺跡と、それらを取りまく樹林地などの自然的環境が一体となって古都らしさを醸し出している土地の状況をいいます。



歴史的風土の概念図

日本の古都10都市

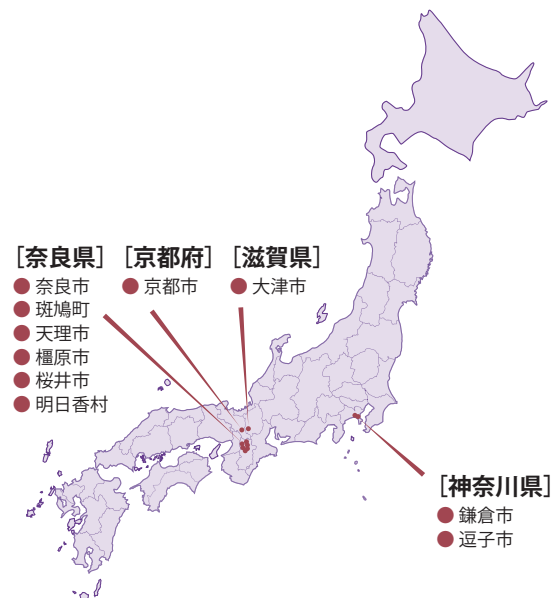
古都保存法では、かつて政治や文化の中心地であった都市など、下記の指定基準を満たす都市を「古都」として、法律や政令により指定しています。

古都の指定基準 (概要)

次の各号に掲げる要件にすべて該当する都市

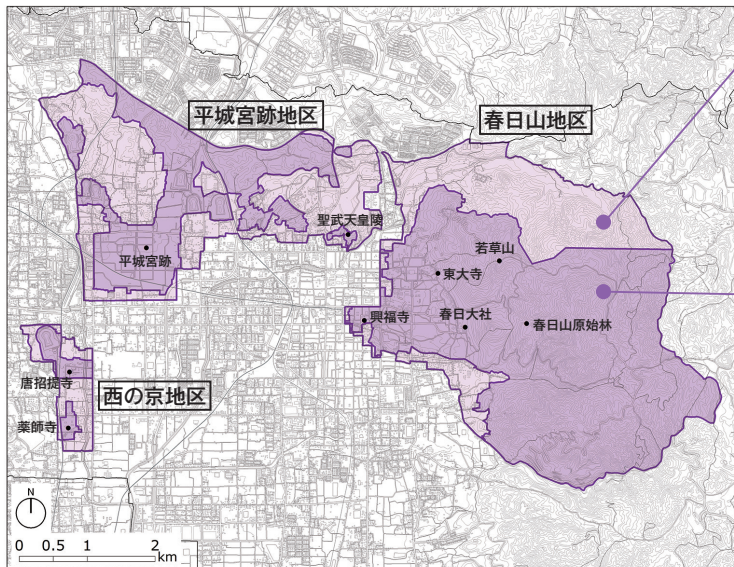
- (1) わが国往時の政治や文化の中心であった都市
- (2) 文化的資産が集積し、かつ、広範囲にわたる自然的環境と一体をなして、「歴史的風土」を形成している都市
- (3) 市街化等が顕著で「歴史的風土」の侵犯のおそれがあるため、対策を講ずる必要のある都市
(第2回歴史的風土審議会(昭和41.5.30)より)

※この他にもかつて都が置かれた都市はありますが、指定基準を満たさないことなどから、古都保存法に基づく古都指定都市は、10都市になっています。



歴史的風土を守るための行為規制

古都の各都市では、以下の2つのエリアを設定し建築物の新築等の行為を規制することで、樹林地や農地などの自然的環境を開発から守っています。



歴史的風土保存区域と歴史的風土特別保存地区(奈良市)

歴史的風土保存区域

(歴史的風土を保存するために必要な土地の区域)

▶届出制により緩やかに規制されるエリア

- 建築物や工作物の新築・増改築等を行う場合には届出が必要です

歴史的風土特別保存地区

(歴史的風土保存区域のうち枢要な地域)

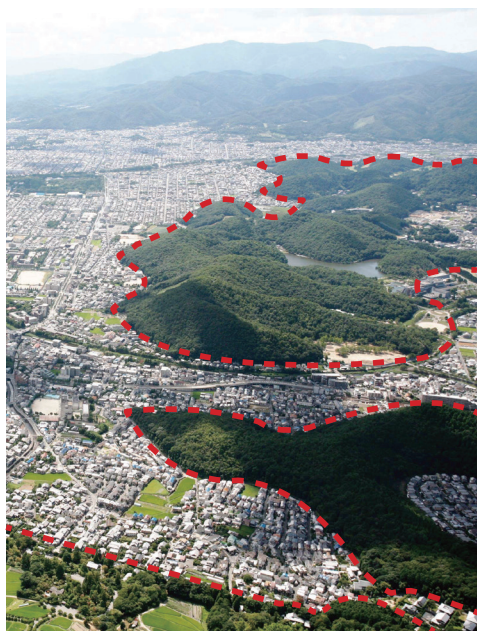
▶許可制により厳しく規制されるエリア

- 建築物や工作物の新築・増改築等の行為は基本的に認められません
- 厳しい規制を踏まえ、土地の買入れ制度等が導入されています

歴史的風土の保存の効果

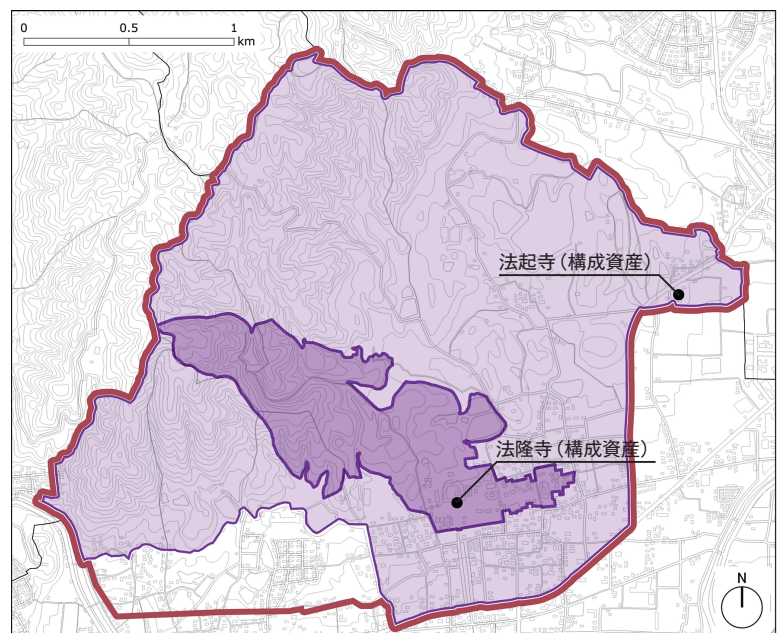
古都の各都市では、建築物の新築や宅地の造成といった行為の規制等により、自然的環境が面的に保存されています。

また、京都や奈良等における歴史的風土保存区域は、世界文化遺産の登録資産を保全する緩衝地帯(バッファゾーン)としても機能しており、古都保存法に基づく歴史的風土の保存は世界文化遺産登録にも大きな役割を果たしています。



歴史的風土保存区域

京都市における自然的環境の保存状況
(上賀茂・松ヶ崎周辺)



緩衝地帯 歴史的風土特別保存地区 歴史的風土保存区域

世界文化遺産「法隆寺地域の仏教建造物」における
緩衝地帯と歴史的風土保存区域等(斑鳩町)

古都の歴史的風土

京都市 ～千有余年の間首都として繁栄した地～

京都市の歴史的風土

京都市は、東に比叡山をはじめとした東山三十六峰が優美な姿をみせ、北には愛宕山、北山が連なり、西の諸峰は保津川をはさんで小倉山、嵐山が山溪をつくり出しているなど、風光明媚な自然環境に恵まれています。こうした地勢のもと、8世紀の末に桓武天皇が遷都して以来、千有余年の間、政治・文化の中心として繁栄し、数多くの歴史上重要な文化的資産を現代に伝えています。東山、北山、西山の山並みは、市街地の背景となっているばかりでなく、そこには史跡や歴史的建造物が集積し、恵まれた自然環境と見事にとけ合っています。



◎ 府県庁所在地

歴史的風土保存の経緯

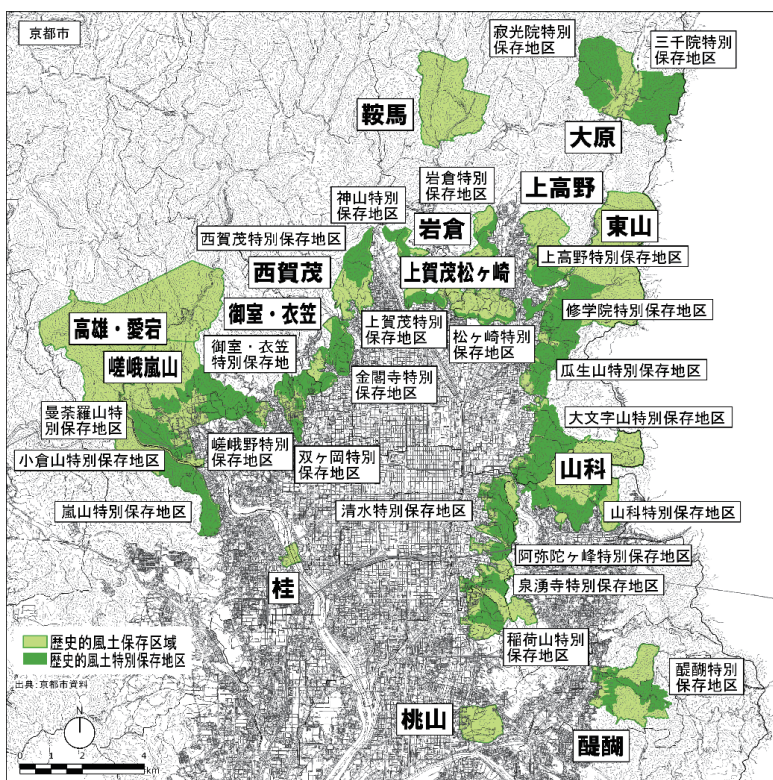
高度経済成長期の昭和40年当時、京都市西部のならびがおか双ヶ岡開発問題を契機として歴史的風土保存の機運が市民や文化人の間で高まり、当時、奈良市、鎌倉市とともに、古都保存法制定のきっかけをつくりました。

歴史的風土保存区域等の指定状況

昭和41年に7地区、昭和44年に1地区を歴史的風土保存区域に指定するなど順次区域を拡大し、現在では14区域8,513haが歴史的風土として保存されています。そのうち枢要な地区として昭和42年2月に10地区、昭和44年に1地区などを加え、現在、24地区2,861haが特別保存地区に指定されています。

歴史的風土保存の取組

清水寺、金閣寺、銀閣寺などの歴史的建造物とその背景となる山々は、古都保存法による指定により、社寺などの努力とあいまって、現在も四季折々の美しい景観を提供しています。また、買入れ地の一部は市民の散策の場としても利用されています。このように京都市では、市民や地域と行政が一体となって特色ある歴史的風土の保存を進めています。



京都市における歴史的風土保存区域および歴史的風土特別保存地区



小倉山歴史的風土特別保存地区



嵐山歴史的風土特別保存地区

■主な取組

地域団体等と連携した買入れ地の維持管理

京都市では、古都保存法により買入れた市所有地において地域団体等と無償での管理協定を締結し、森林や竹林等の維持管理を実施しています。

例えば、小倉山歴史的風土特別保存地区では「景勝・小倉山を守る会」が中心となり、かつてのアカマツと落葉樹が占める小倉山にふさわしい歴史的森林景観の再生を目指し、下草刈りや除伐などの保全活動を定期的に行っています。

また、金閣寺歴史的風土特別保存地区では「NPO法人国際学生ボランティア協会」等との協働により、人々の暮らしと結びついた森林景観を保全・再生するため、かつて京都三山(市街地を取り囲む東山・北山・西山の総称)で見られたアカマツ林の再生に取り組んでいます。

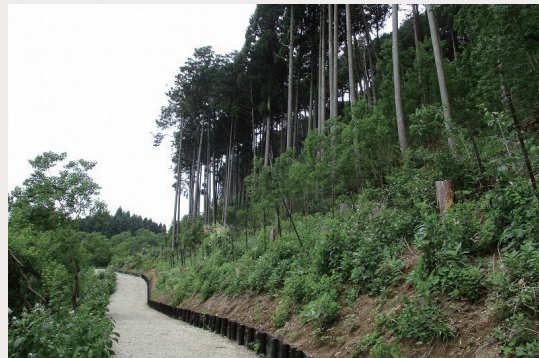


学生ボランティアによる作業(京都市)

嵐山および西賀茂等の歴史的風土特別保存地区における森林再生事業

歴史的風土特別保存地区では、家屋や道路に近接する市所有地において、枯損木や支障木の伐採および定期的な除草作業等の維持管理を実施しています。

また、大きな市有地をもつ嵐山、西賀茂等の歴史的風土特別保存地区では、維持管理などの部分的な対応では改善できない森林景観の保全・再生および斜面防災性の向上を図るため、森林の適切な維持管理に必要な管理道の整備や、密生した常緑樹等を除伐するとともに落葉樹と常緑樹が混交する森林を目指した林相改善のための事業を進めています。



西賀茂地区における実施状況(京都市)

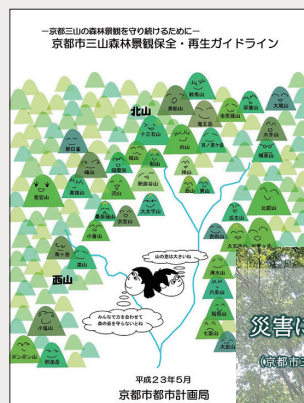
京都市三山森林景観保全・再生ガイドラインの充実

平成23年5月、京都市では京都三山の森林景観を守り続けるため、「京都市三山森林景観保全・再生ガイドライン」を策定しました。

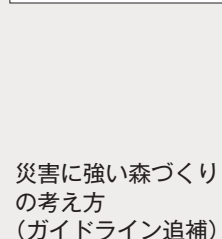
ガイドラインは、森林の持つ様々な公益的価値を踏まえ、森林景観の保全・再生のための基本的な考え方を示した上で、目指すべき森林景観像を導き出し、市民やNPO、事業者等とともに森林景観づくりを進めていくための技術的指針として、京都三山の森林整備に活用されてきました。

ガイドラインの方針に沿って、上記で紹介したような協働の森づくり活動や森林再生事業に取り組んでいます。

また、近年の激しい気象状況の変化等により、市街地境界部の森林で倒木等の被害が急増するなどしていることから、その具体的な方策となる「災害に強い森づくりの考え方」を策定し、ガイドラインを補完・充実させました。



京都市
三山森林景観保全・
再生ガイドライン



奈良市 ～平城京を中心に国際交流により日本の文化を育んだ地～

奈良市の歴史的風土

奈良市は、若草山などのなだらかな丘陵が大和盆地を取り囲み、万葉集にも謡われた山や川が優美な姿をみせ、奈良公園では春日大社の神鹿がゆったりと草を食んでいる姿を眺めることができます。また、春日山の原生林は今も鬱蒼とした森林の姿をとどめています。一方、平城宮跡は大極殿の復元が行われるなど、歴史的風土の活用に向けた新しい動きをみせています。このように奈良市は8世紀初めに平城京に遷都後、都市としての形態を整え、その後大社寺を中心に繁栄し、数多くの歴史上重要な文化的資産を現代に伝えています。



歴史的風土保存の経緯

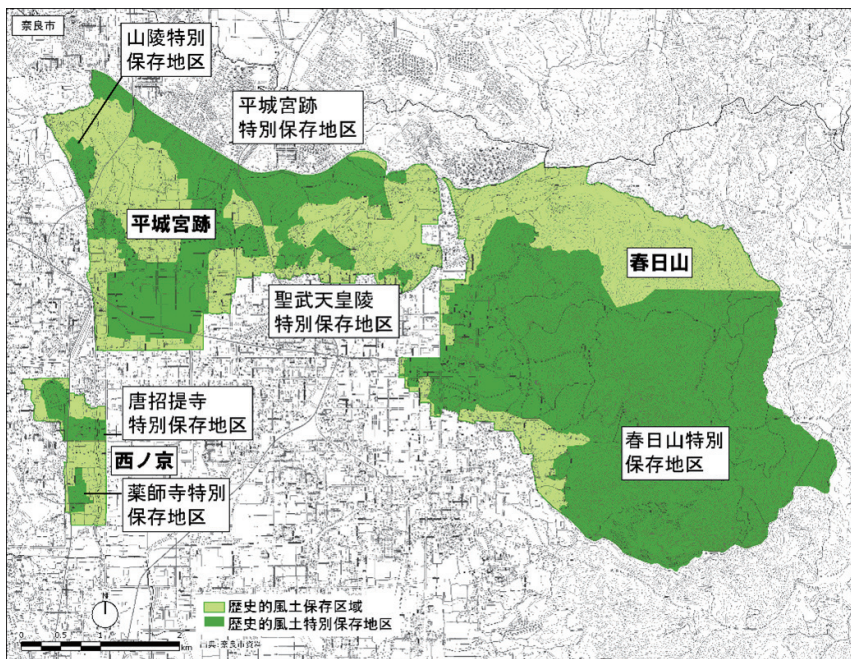
昭和40年代以降、若草山一帯ではレクリエーション施設の開発が行われ、旧東大寺境内ではホテル建設の計画がなされるなど、万葉に謡われた山野の地形を一変させかねない危機的状況を迎えていました。こうした歴史的風土をめぐる状況を回避するため、京都市、鎌倉市とともに、古都保存法制定を働きかけ、歴史的風土保存のきっかけをつくりました。

歴史的風土保存区域等の指定状況

昭和41年以降、歴史的風土保存区域を3地区2,776ha指定し、そのうち枢要な地区として、春日山地区、平城宮跡地区、山陵地区、聖武天皇陵地区、唐招提寺地区、薬師寺地区の合計6地区1,809haが特別保存地区として指定されています。

歴史的風土保存の取組

春日山や薬師寺などに代表される奈良市の歴史的資産の大半は、東・西・北方のなだらかな丘陵地を背景に自然環境と一体をなして特色のある歴史的風土を形成しており、この歴史的風土を保存するため、行政、市民が一体となって様々な取組を進めています。



奈良市における歴史的風土保存区域および歴史的風土特別保存地区



春日山歴史的風土特別保存地区



薬師寺歴史的風土特別保存地区

■主な取組

景観保全の取組

奈良県では、地元自治会やNPO団体、企業、個人との管理協定の締結や行政財産使用許可により、地域の農家や一般市民が古都景観を損なわない範囲での剪定や農業、庭園的な維持管理活動等を行っています。

これにより、山林や農地等買入れ時の景観保全・景観形成につながっています。



草刈りを行い庭園的に管理



NPO団体による農地活用



NPO団体による農作物収穫体験

奈良・人と自然の会との連携

奈良・人と自然の会は、奈良県における自然環境の保全と自然環境教育の実践を通じて、会員間の親睦と地域社会に貢献することを目的として設立されたボランティア団体です。同会では、平城宮跡歴史的風土特別保存地区内の放置山林、竹林、水田、畑、果樹園などの整備をはじめ、子どもを対象とした自然教室などを開催しており、水田を活用して、校区の小学生へ田植え、稲刈り体験、収穫米(古代米)を給食へ提供するなど活発な活動を展開しています。



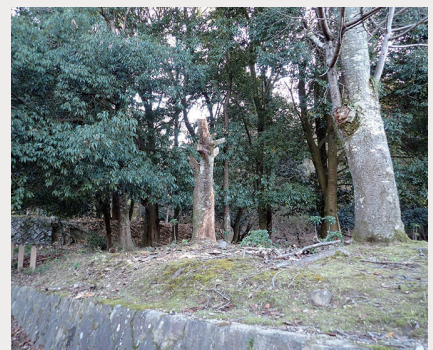
稲刈り体験の様子

ナラ枯れ対策(病虫害防除事業)

奈良県では、ナラ枯れ対策のひとつとして病虫害防除事業を実施しています。買入れ地内の道路や家屋に近接する伐期を過ぎたクヌギ等の伐採や、枯死木の処分を行っています。



枯死木伐倒前



枯死木伐倒後

鎌倉市、逗子市 ～源頼朝により幕府が置かれ、武家政権が誕生した地～

鎌倉市の歴史的風土

鎌倉市は、12世紀の末、源頼朝が天然の險要の地として武家政治の基礎を築き、政治の中心として繁栄し、また、鎌倉および室町時代を通じ、文化の枢要地として発展し、現代に至るまで数多くの歴史上重要な文化的資産を伝えていきます。現在も南の海岸線、三方の山並みに囲まれた美しい自然のなかに、街の中心となる鶴岡八幡宮、静かなたたずまいの建長寺・円覚寺などの古寺、山あいの木洩れ日の中に往時をしのばせる「切通し」など、歴史的な資源が息づく街並みをみせています。晴れた日には遠く南に伊豆大島、西に富士山を望む鎌倉海岸は背景となる丘陵地と調和し、日本の古都のなかにあって海岸景観を有するという独特の景観もみせています。



歴史的風土保存の経緯

昭和30年代、40年代には東京、横浜などの大都市のスプロール化が進むなかで鎌倉もその影響を受けて転入人口が急速に増大し、開発の波は鶴岡八幡宮の裏山にまで迫る事態となりました。こうした事態を憂慮して、鎌倉市御谷地区の住民や文化人、市民団体によって「鎌倉の自然を守る会」が結成され、日本最初のナショナルトラスト団体となる「鎌倉風致保存会」の設立に結びつくとともに、集まった寄付金により御谷山林1.5haを買収しました。このような鎌倉市の市民活動により、歴史的な環境保全の動きが活発化し、古都における歴史的風土の保存のための立法措置に大きな役割を果たしました。

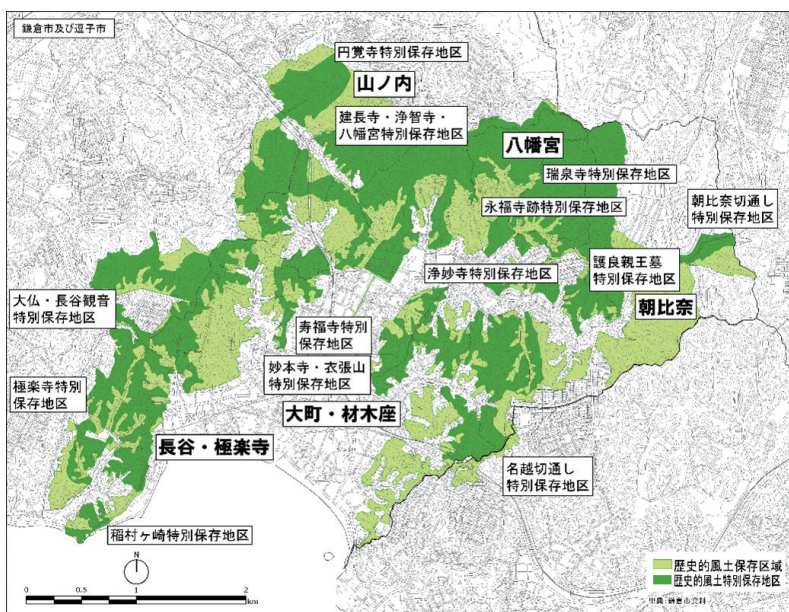
歴史的風土保存区域等の指定状況

昭和41年に鎌倉歴史的風土保存区域が5区域695ha指定され、昭和42年には浄妙寺地区、瑞泉寺地区などの合計9地区226.5haが歴史的風土特別保存地区として指定されました。その後、歴史的風土保存区域は順次拡大され、平成12年に逗子市の一部を加え、5区域989haとなっています。

また、歴史的風土特別保存地区は、昭和50年、昭和63年、平成15年に指定拡大され、現在13地区573.6haとなっています。

歴史的風土保存の取組

鎌倉市では、昭和39年に鎌倉風致保存会が設立し、市民団体による土地の買入れやその管理等が積極的に行われ、また、市民参加による古都のまちづくりを積極的に進めています。市民と行政が一体となって歴史的風土の保存とあわせて、古都鎌倉の景観の整備を進めています。鎌倉市内には斜面緑地に近接した人家が多く、土砂崩れや倒木による被害が発生しやすい特徴があります。



鎌倉市、逗子市における歴史的風土保存区域および歴史的風土特別保存地区



八幡宮歴史的風土保存区域



大町・材木座歴史的風土保存区域 (逗子市・まんだら堂やぐら群)

■主な取組

民有緑地維持管理助成事業

鎌倉市では、3年に一度、申請者が発注する対象地区内の樹木の伐採、剪定・枝払い、タケ伐採、倒木撤去などの工事に要した経費に助成を行う民有緑地維持管理助成事業を実施しています。当該事業の対象地域に歴史的風土保存区域が含まれており、民有緑地の維持管理の支援を行っています。

民有緑地維持管理助成事業の概要

助成額	工事に要した経費の全額(上限25万円)。 上限を超える部分は、経費の1/2を助成(助成金総額の上限は100万円)
対象地区	歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区、緑地保全推進地区



整備前

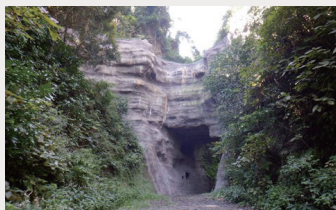


整備後

歴史的遺産をつなぐ散策路等整備事業

鎌倉市では、多くの観光客が訪れる区域において、散策ルートを設定し、散策路の安全対策、案内板、道路銘板などを設置、道路の美装化等の整備に取り組んでいます。

散策路法面の安全対策



整備前



整備後



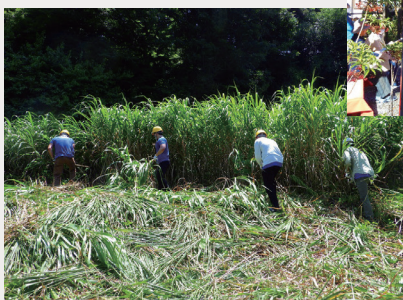
荏柄天神付近の道路の美装化

(公財) 鎌倉風致保存会との連携

鎌倉の自然の風光と豊かな文化財を後世に伝えることを目的に設立された(公財)鎌倉風致保存会では、緑地の保全、建造物等の保全および普及啓発に関する様々な取組を実施しています。鎌倉市は、歴史的風土の維持向上に深く関わる鎌倉風致保存会の運営を支援するなど、連携しながら取り組んでいます。

古都鎌倉 緑と歴史探訪

*市内の寺院や文化財を訪ね、歴史を再発見する普及啓発イベント

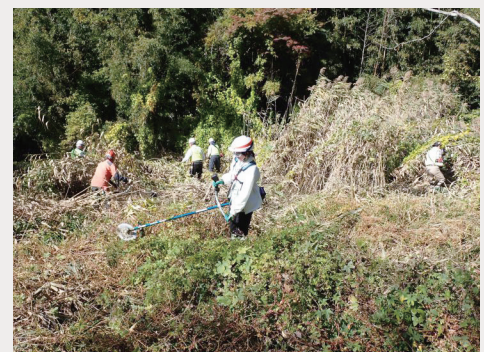


みどりのボランティア

*緑地の維持管理作業、山の手入れ

NPO 法人鎌倉緑のレンジャーとの連携

NPO 法人鎌倉緑のレンジャーは、市民向け講座の卒業生により結成された、市内各所の自然環境の保全に取り組む団体です。文化財課との連携により史跡等の中でも活動しており、鎌倉市の歴史的風土の維持向上に貢献しています。

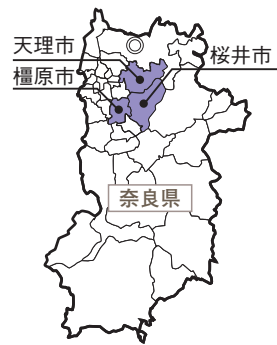


草刈りの様子

天理市、橿原市、桜井市 ～大和三山に見守られた古都の都～

天理市・橿原市・桜井市の歴史的風土

天理市、橿原市および桜井市は、8世紀初め、飛鳥藤原より平城京に遷都するまで長期にわたり、わが国古代の政治、文化の中心として繁栄した地域です。三輪山麓には大和朝廷が誕生する一方で、大陸からは高度の文化・技術が伝来し、4～5世紀には古墳文化を形成してきました。また万葉集にも謡われた香具山、畝傍山、耳成山は大和三山としてその優美な姿を今に伝えていきます。石上神宮、大神神社および崇神天皇陵、景行天皇陵等の大型古墳ならびに山辺の道は一体となって今も優美な姿をみせてくれます。



歴史的風土保存の経緯

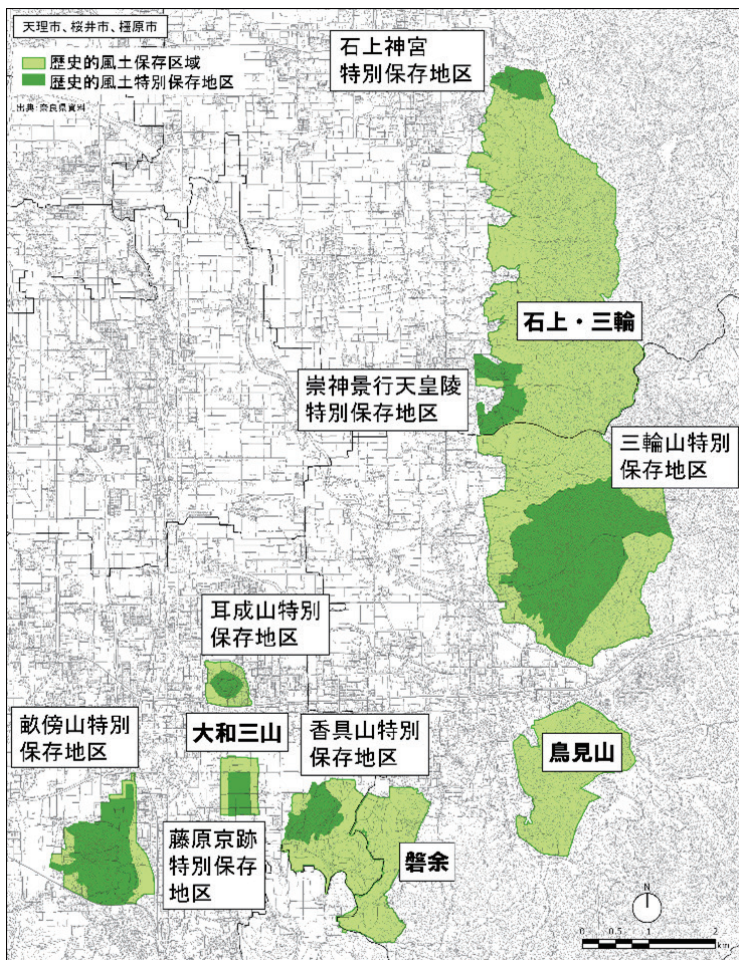
当該地域は大阪や京都への通勤圏であることから、昭和40年代には住宅地開発の可能性が高い地域であり、宅地造成のための土地などによる自然的環境の破壊の危機に瀕していました。

歴史的風土保存区域等の指定状況

昭和42年に4地区2,712haが歴史的風土保存区域に指定され、このうち、特に重要な地区として、石上神宮地区、崇神・景行天皇陵地区、三輪山地区、香久山地区、^{うねびやま}畝傍山地区、^{みみなしやま}耳成山地区、藤原宮跡地区の合計598.2haが特別保存地区として指定されています。

歴史的風土保存の取組

山の辺の道や数多くの寺社・仏閣等は、多くの人が訪れる観光・交流の場でもあり、歴史的風土の保存とあわせて、地域づくり、まちづくりに、行政・市民が一体となって取り組んでいます。



天理市、橿原市、桜井市における歴史的風土保存区域および歴史的風土特別保存地区



石上神宮歴史的風土特別保存地区



三輪山歴史的風土特別保存地区

■主な取組

大和三山眺望景観の保全（橿原市）

畝傍山、耳成山、香久山からなる大和三山は、藤原宮跡からの眺めが万葉集にも詠われて歴史的な風景であり、平成17年には国の名勝に指定されるなど、橿原市を代表する景観のひとつです。

橿原市では、藤原宮跡から大和三山への眺めを保全するため、視点場(藤原宮跡)から視対象(大和三山)への視線の範囲およびその周辺を、橿原市景観条例に基づき、大和三山眺望景観保全地区に指定しています。

同条例では、視点場からの距離に応じた景観の維持・保全を行うため、大和三山眺望景観保全地区を「周辺景観保全エリア」「遠望景観保全エリア」に区分し、それぞれの景観形成に向けた基準を定めています。

さらに、視点場から大和三山の稜線の1/2の高さを結ぶエリアを「視線のみち」と位置づけ、視点場から大和三山への眺望を遮らないように、建築物・工作物等の最高部が超えてはならない基準の高さを定めています。



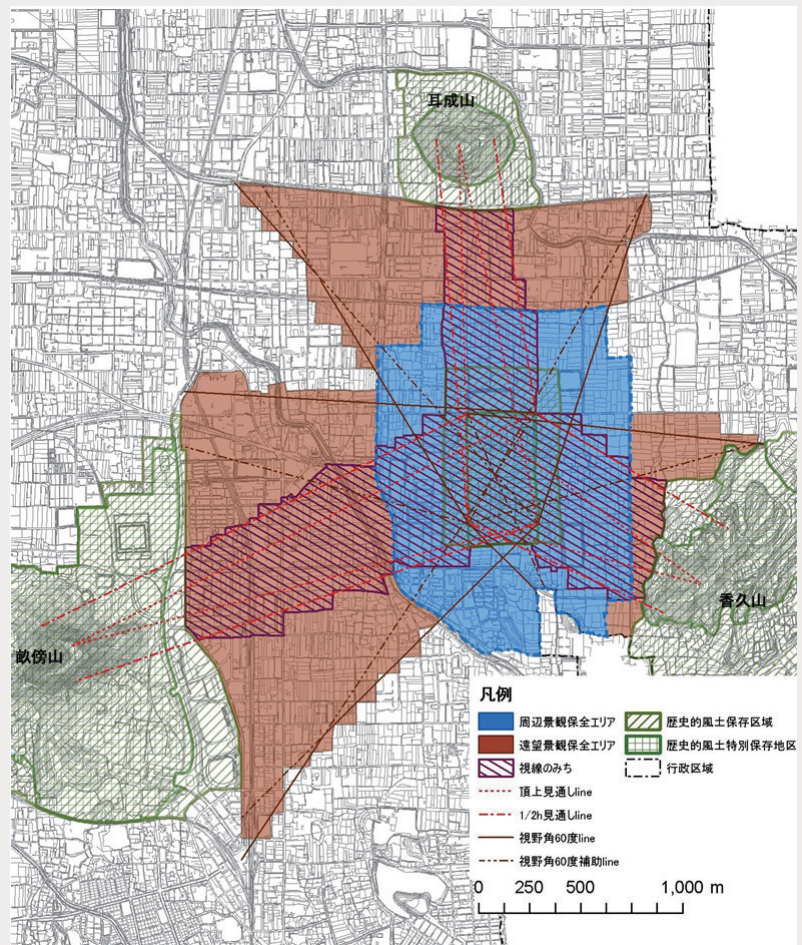
畝傍山（藤原宮跡から）



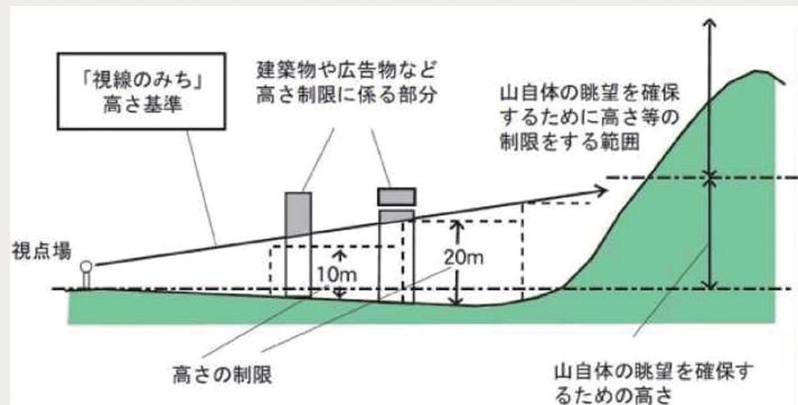
耳成山（藤原宮跡から）



香久山（藤原宮跡から）



大和三山眺望保全地区指定図



「視線のみち」イメージ図

斑鳩町 ～聖徳太子が宮を構え、政治を執り行った地～

斑鳩町の歴史的風土

斑鳩町は、6～7世紀の初めにかけて、聖徳太子が数々の政治上の業績を残し、飛鳥時代の文化が栄えた古都として、数多くの歴史上重要な文化的資産を現代に伝えている地域です。現存する最古の木造建築物として世界遺産に登録されている法隆寺をはじめ、7世紀初めの飛鳥時代に創建された、聖徳太子ゆかりの中宮寺、法起寺、法輪寺などの歴史的建造物が数多く点在しています。これらの建造物の背後に控える矢田丘陵の緑豊かな自然環境と西里地区に代表される歴史的なたたずまいを残す伝統的な町並みとが調和した古都らしい落ち着いた趣のある景観が往時をしのばせます。



歴史的風土保存の経緯

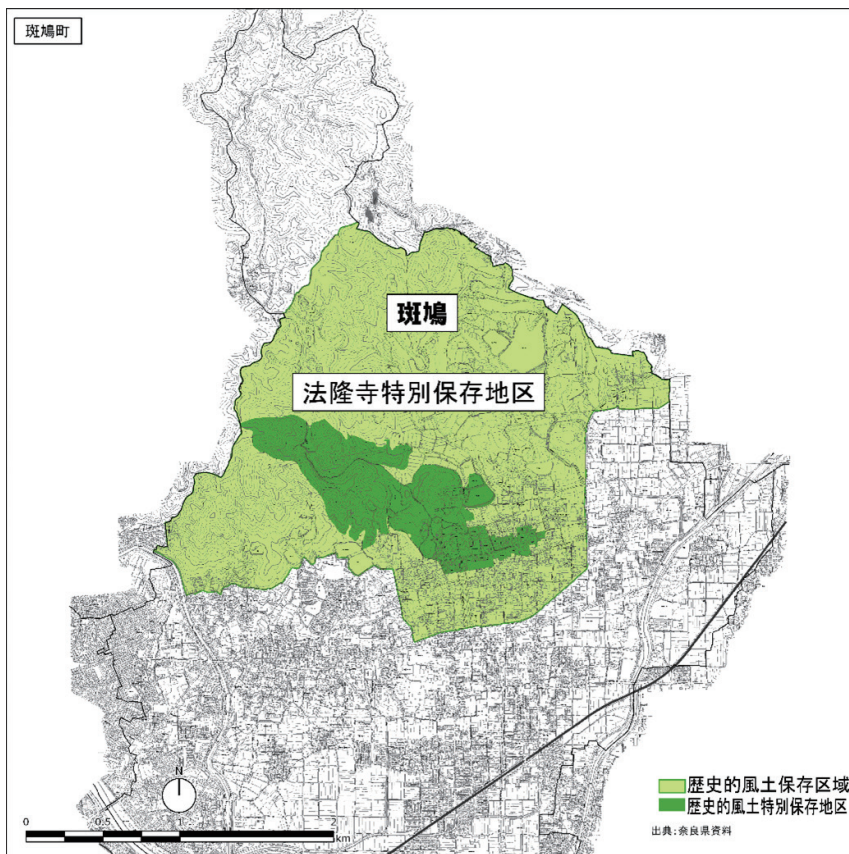
昭和40年代、法隆寺周辺の都市化や軽飲食店や売店などの乱立により、歴史的風土の保存をめぐる危機的状況を迎えていました。

歴史的風土保存区域等の指定状況

昭和41年には斑鳩地区536haが歴史的風土保存区域に指定され、その中心的な区域として昭和42年には法隆寺地区80.9haが特別保存地区に指定されています。ここでは、法隆寺、中宮寺、法輪寺、法起寺等を中心とし、これらと一体となる自然的環境の保存が進められています。

歴史的風土保存の取組

斑鳩町では、法隆寺、法起寺および法輪寺の周辺地域において、電線類の地中化や道路表面の美装化など歴史的景観と調和した修景整備を進めています。また、休耕田を活用し、地域の農家に景観作物としてコスモスの栽培に取り組んでいただくなど、住民と行政との協働により、斑鳩の里の良好な景観形成を推進しています。



斑鳩町における歴史的風土保存区域および歴史的風土特別保存地区



法隆寺
(法隆寺歴史的風土特別保存地区)



法起寺
(法隆寺歴史的風土特別保存地区)

■主な取組

斑鳩町では、歴史的風土保存地区に指定されている法隆寺周辺を歴史的環境との調和を図りながら、住民にとっても、訪れる人にとってもゆっくり楽しめる場所にしたいと、歴史まちづくり・観光まちづくりに取り組んでいます。

法隆寺周辺の町並み整備

斑鳩町では、平成26年2月に斑鳩町歴史的風致維持向上計画の認定を受け、法隆寺周辺の約82haを重点区域に設定し、歴史的建造物の保存・活用、町並み等景観形成、歩行環境の整備、回遊性の向上、伝統行事の継承等に取り組んでいます。

歴史的風土保存区域に指定されている法隆寺周辺では、道路の美化、電柱類の景観改善、建築物の修景整備、町並みに調和した案内板の整備等を行い、歴史的風土の保全を行っています。

法隆寺南大門の南側の参道両脇にひろがる法隆寺門前広場については、歴史的風致の向上や観光客の回遊性向上、防災機能や憩いの場としての機能強化などを目的とし、世界遺産にふさわしい広場として再整備に取り組んでいます。



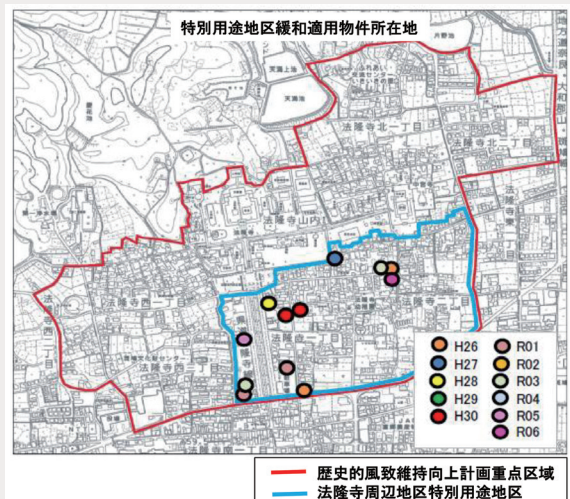
道路の美化

法隆寺周辺地区特別用途地区の指定による歴史的風土に調和したまちあるき観光拠点の整備

法隆寺南大門の南側の第一種低層住居専用地域に指定されている地域の一部は、「斑鳩の里」の良好な環境との調和を図りながら、歴史ある建物や町並みを生かした「まちあるき観光拠点」としてのにぎわい創出を促すため、店舗や飲食店、アトリエ、宿泊施設など、観光に資する建築物が建築できるように、制限を緩和しています。

令和7年3月末までに、飲食店やホテル、物品販売店舗など、様々な形態の建築物に対して、延べ12件の緩和措置を適用しており、法隆寺門前地域のにぎわい創出や、まちあるきの拠点づくりに寄与しています。

また、創業や新規事業所の開設者に対して交付している「斑鳩町創業支援事業」では、当該地区を重点地区に指定することにより、さらなる新規出店を促しています。



特別用途地区緩和適用物件の分布

整備前



整備後

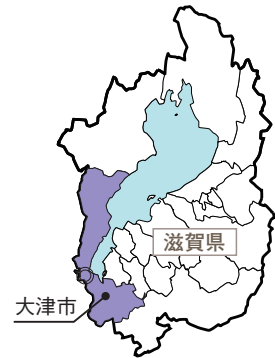


修景整備が行われた建築物

大津市 ～近江大津宮が置かれた後、天台仏教の拠点として栄えた地～

大津市の歴史的風土

大津市は、天智天皇が遷都した近江大津宮のほか、平安仏教・鎌倉新仏教草創期の文化の中心地として、さらには奈良時代から平安時代にかけての近江国府の所在地、鎌倉・室町・戦国・江戸の各時代における軍事上の重要拠点あるいは交通の要衝として繁栄し、数多くの重要な歴史的資産を有しています。これらの歴史的資産の大半は、比叡山から長等山、音羽山、さらに伽藍山へと西方に連なる山並みの恵まれた自然的環境と一体をなして、特色のある歴史的風土を形成しています。



歴史的風土保存の経緯

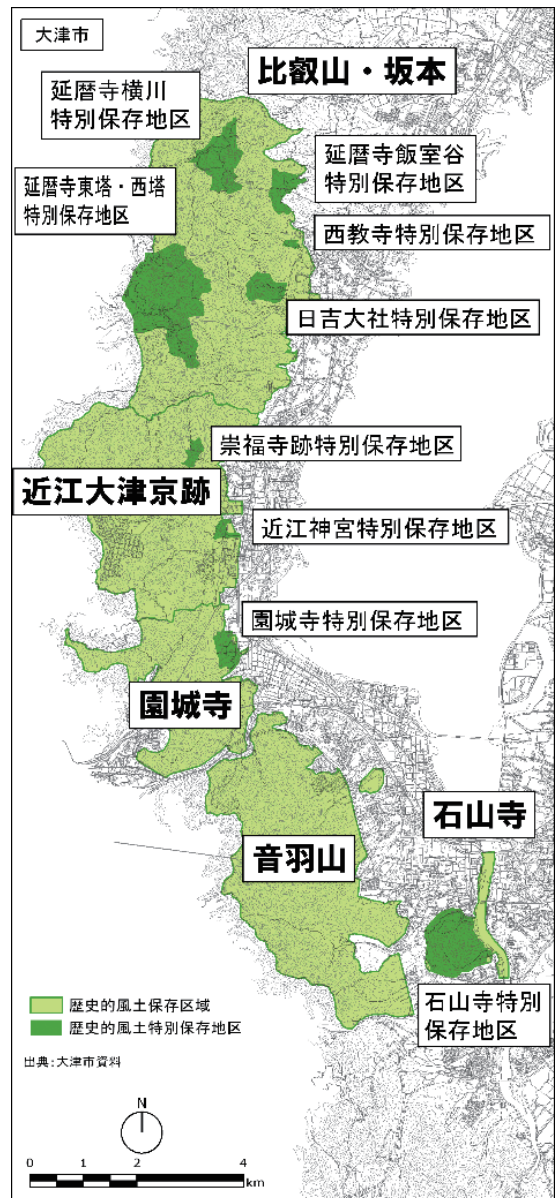
大津市は、交通の利便性が高いことから、山麓部の住宅地開発が進み、市街地では中高層共同住宅の建設がみられるなど市街化の圧力が高く、全国的に総人口の減少が想定されるなかでも、将来的に人口増加が予想される数少ない都市のひとつになっていました。そのため、風致地区などの都市計画による取組だけでは開発行為を適切に規制・誘導し、歴史的風土を保存することが困難な状況にありました。

歴史的風土保存区域等の指定状況

平成16年に、5地区4,557haが歴史的風土保存区域に指定され、平成18年に、特に枢要な地域として、延暦寺東塔・西塔地区、延暦寺横川地区、延暦寺飯室谷地区、西教寺地区、日吉大社地区、崇福寺跡地区、近江神宮地区、園城寺地区、石山寺地区の9地区505.7haが歴史的風土特別保存地区として指定されました。

歴史的風土保存の取組

国民共有の貴重な財産である大津市の歴史的資産と樹林地等で形成される歴史的風土を保存するため、平成15年10月、大津市を古都に指定する政令が公布・施行され、新しく全国10番目の古都に指定されました。古都保存法に基づき歴史的風土の保存を適切に図りながら、古都に相応しい風格あるまちづくりへの取組が推進されています。



大津市における歴史的風土保存区域
および歴史的風土特別保存地区



坂本地区

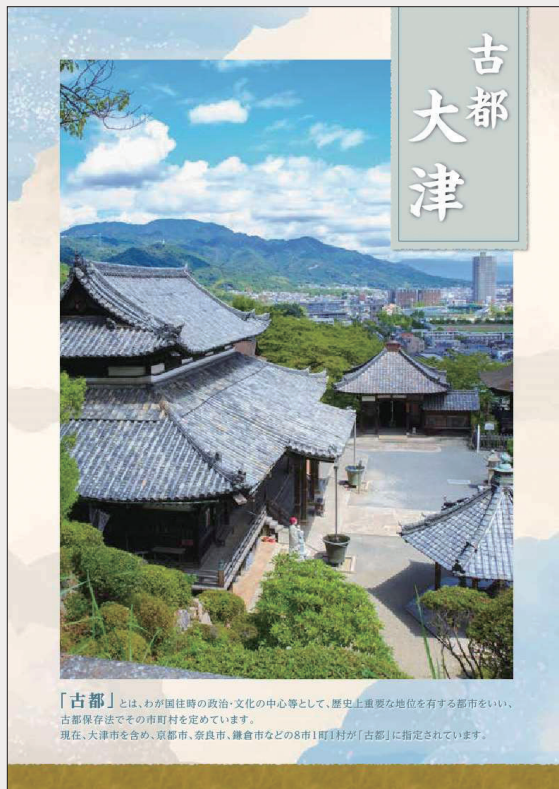


石山寺(鐘楼)

■主な取組

古都指定20周年事業(リーフレット作成、記念切手発行)実施

大津市では、平成15年10月の古都保存法に基づく指定20周年を記念して、古都大津の景観形成に対する市民意識の高揚を目的として、令和5年に古都指定の経緯や大津市の歴史的風土特別保存地区について紹介するリーフレットを作成するとともに、歴史的風土特別保存地区内の代表的な文化財を題材とした記念切手を発行しました。これらの取組を通じて、先人から受け継いだ素晴らしい遺産とそれらが生み出す景観を守るとともに、さらなるきらめきを放つ風格ある景観づくりに取り組んでいます。



大津市の歴史的風土特別保存地区を紹介するリーフレット



歴史的風土特別保存地区内の代表的な文化財を題材とした記念切手

コラム

～安全を確保するために求められる対策～

古都保存法に基づき歴史的風土保存区域や歴史的風土特別保存地区に指定された緑地の中には、かつては薪に利用するために枝払いや伐採がなされ、適度に手入れされていたものの、生活様式の変化により手入れがされず荒廃しているところもあります。

適切に維持管理されていない場所では、倒木などの危険も高まるため、安全を確保するための対策が求められます。

例えば神奈川県では、住宅や道路に隣接している県有緑地において枯損木等の危険木を伐採するなどの維持管理を行っています。

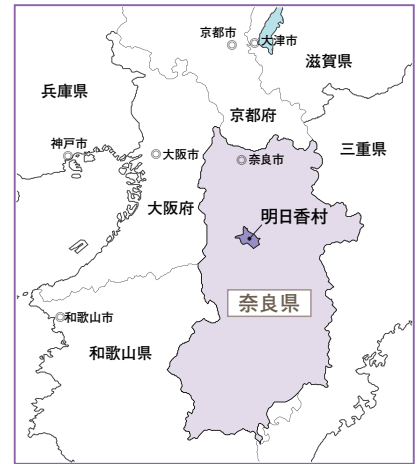


倒木等により被害にあった住宅(提供:神奈川県)

明日香村 ～全村にわたる歴史的風土の保存の取組～

明日香村の歴史的風土

明日香村は、わが国上代の都が定められたほか、飛鳥文化の中心地であると同時に律令国家の体制が初めて形成された地域です。村内には、当時の宮跡、寺跡、古墳や記紀および万葉集に登場する飛鳥川など、わが国にとって重要な歴史的文化的遺産が数多く存在し、それが古都としての伝統と文化を継承し、明日香村らしい歴史的風土を形成しています。特に明日香村の歴史的文化的遺産は、村内の広範な地域にまたがって存在し、村内のどこにたつんでも往時をしのばせるよすがとなる特色ある景観を呈しています。この点において明日香村における歴史的風土は他に類をみないものであり、明日香村の歴史的風土が、その伝統と文化を現代に継承しているだけでなく、日本人の心のふるさとともいわれる所以となっています。



歴史的風土保存の経緯

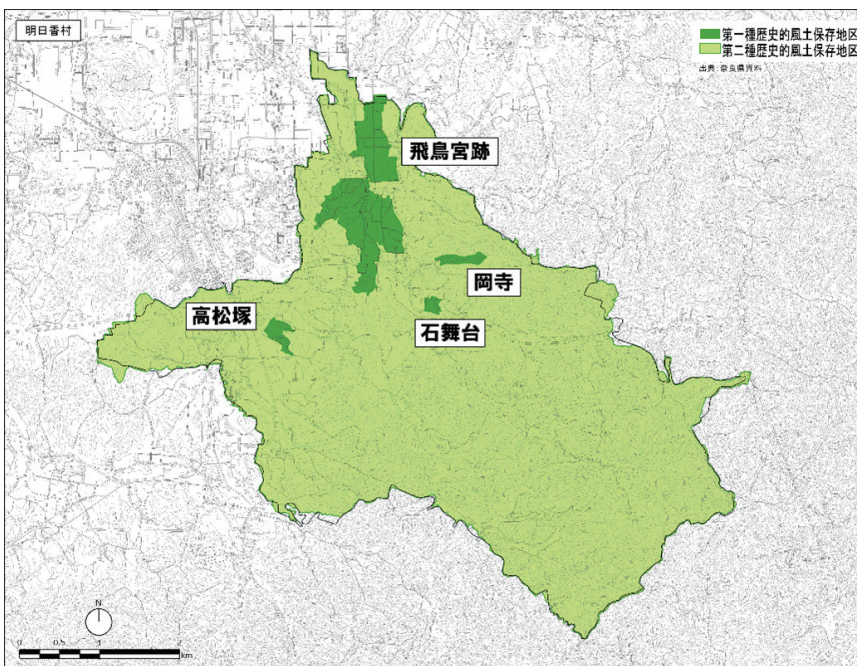
明日香村は大阪や京都への通勤圏であることから昭和40年代には住宅地開発が進み、歴史的風土の保存をめぐって危機的状況を迎えていました。

歴史的風土保存区域等の指定状況

明日香村においては、全域が歴史的風土特別保存地区に相当する地区との位置付けから、明日香法に基づき、現状の変更を厳しく規制する第1種歴史的風土保存地区と著しい現状の変更を抑制する第2種歴史的風土保存地区が指定されています。昭和55年、第1種歴史的風土保存地区として飛鳥宮跡、石舞台、岡寺、高松塚の4地区125.6haが指定され、第2種歴史的風土保存地区2,278.4haがそれぞれ指定されています。

歴史的風土保存の取組

明日香村整備計画等による行政の取組と、住民の活動および都市住民のボランティア活動等が一体となって歴史的風土の保存が進められています。また、歴史的文化的資産の保存と活用を図るため、祝戸、石舞台、甘檜丘、高松塚周辺、キトラ古墳周辺の5地区において国営飛鳥・平城宮跡歴史公園（飛鳥区域）の整備、管理が行われています。



明日香村における第一種および第二種歴史的風土特別保存地区



石舞台古墳



稲淵の棚田

■主な取組

あすかオーナー制度

明日香村では、農業の担い手の高齢化や減少が進む中、歴史的景観を支え続ける「農」を守るため、「あすかオーナー制度」に取り組んでいます。会費を支払うことで、農村にある棚田・果樹等のオーナーになることができます。オーナーは、田植えや稲刈り、収穫といった農作業などを体験できるほか、地元農家の栽培指導を受けることもできます。



棚田の田植え



棚田の稲刈り

古都保存法に基づく買入れ地の利活用のためのガイドラインの作成

奈良県は、古都保存法買入れ地について、農地や里山等としての利用を通じた「動的な保存」や、明日香村と民間との連携も視野に入れ、その管理や利活用について具体的な方針を定めた「明日香村における古都買入地管理・活用方針(ガイドライン)」を作成しました。

空き家等の活用に対する支援

空き家バンク制度により、移住希望者への空き家等の情報提供を円滑化し、定住人口の増加を目指しています。また、居住利用では、動産整理や改修に伴う費用を、商業利用では、用途変更等の申請や改修に伴う費用を一部助成することで、空き家等の有効活用を促進し、地域の景観保全と地域活性化などを図っています。



空き家を活用した宿泊施設

省力化作物等の実証栽培や新規就農者育成プログラム

明日香村では、農業従事者の高齢化と担い手不足を解消するため、つぼみなやツルムラサキ、タアサイなどの省力化野菜の栽培実証や大和ルージュなどの新品種の栽培を行い、農家への普及を進めています。また、就農希望者に対して、働く場と農業の基礎知識を習得する機会として雇用型新規就農者育成プログラムを実施しています。



蕾菜(つぼみな)



大和ルージュ



雇用型新規就農者育成プログラム

明日香村と明日香法

～全村にわたる歴史的風土の保存の取組～

明日香村は、わが国の律令国家が形成された時代における政治や文化の中心的地域であり、往時の歴史的、文化的資産が村の全域にわたって数多く存在し、周囲の環境と一体となって、他に類を見ない貴重な歴史的風土を形成しています。こうした明日香村の貴重な歴史的風土は、農林業等の地域の産業をはじめとする明日香村住民の日常的な生活の中で保存され育まれてきたものであることから、明日香村における歴史的風土を将来にわたって良好に保存していくためには、住民生活の安定や産業の振興との調和が不可欠であるといえます。

このことから、昭和55年に明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(通称：明日香法)を制定し、古都保存法の特例として第1種及び第2種歴史的風土保存地区を定め、村全域にわたる行為規制を行うとともに、明日香村整備計画に基づく生活環境及び産業基盤の整備等の事業や明日香村整備基金による事業を実施し、明日香村の貴重な歴史的風土の保存と住民生活の安定及び産業振興との調和を図るための特別の措置を講じています。

第5次明日香村整備計画(令和2～11年)

- 1) 国家基盤が形成された明日香の地にふさわしい歴史展示の推進
- 2) 営農環境の基盤整備及び自然的環境の保全
- 3) 地域の祭礼行事や伝承芸能の継承・発展
- 4) 国内外の来訪者が明日香らしさを体感できる観光交流の振興
- 5) 村民が定住できる生活環境基盤の整備

重層的に育まれてきた多様な歴史文化資源を有機的に連携させ、国内外への訴求力を高めて、明日香の特色を活かした保存・活用施策を展開する



明日香村遠景(国営飛鳥歴史公園 祝戸地区から望む)



中大兄皇子が作った漏刻(水時計)跡とされる飛鳥水落遺跡



大化の改新の舞台となったとされる飛鳥宮跡



史上初めて二度天皇となった皇極・斉明女帝が眠るとされる牽牛子塚古墳

明日香と飛鳥

「明日香村」は、昭和31年に飛鳥村、高市村、阪合村の3村が合併して生まれた村名です。

アスカという言葉は古くから万葉集や古事記、日本書紀等において地名や川の名前として使われ、明日香、飛鳥、安宿、阿須賀、阿須可、安須可など様々な漢字が用いられています。

この中で、明日香と飛鳥は最も多く用いられ、明日香は万葉集において、飛鳥は古事記・日本書紀において用いられている場合が多いといわれています。

古都の歴史風土を守り、後世に継承していくために

古都保存法が昭和41年に制定され、令和8年に60年を迎えます。

近年、農林業の担い手の減少や土地の所有者の高齢化等により、開発から守られてきた土地においても荒れた林地や耕作放棄地がみられるようになってきました。

一方で、歴史的風土を保存するために自治体が入入れた土地などをフィールドに、以下のように市民団体等との協働や、企業・大学等との連携による歴史的風土の保存活動が行われています。

市民団体等との協働

京都 地元自治会を対象にワークショップを開いて景観保全の方向性を話し合い、市民とともに植樹や草刈りなどを実践しています。

奈良 棚田オーナー制度による田園景観の保全や、多くの市民団体による森林や竹林、田畑の保存活動などが行われています。

鎌倉 日本初のナショナルトラスト団体といわれる(公財)鎌倉風致保存会は、一般のボランティアを募集しながら、緑地や史跡の保全、小中学生を対象にした啓発活動を行っています。

企業・大学等との連携

京都 外国人も多く訪れる観光地において、地元企業や大学生が竹林の整備などのボランティア活動を行っています。

奈良 近畿圏の企業や大学などのボランティアによる植樹や清掃活動が行われています。

鎌倉 首都圏の企業から、ボランティア活動へ社員の派遣や活動資金の支援などが行われています。



鎌倉風致保存会による啓発活動「草むしり競争」
(鎌倉市)



地元企業と大学生により整備された「竹林の小径」
(京都市)

国民参加による歴史的風土の保存を

古都保存制度や歴史的風土の保存の取組に興味のある方は、個人、団体、企業を問わず、下記の連絡先までお気軽にご連絡ください。

■ 古都保存制度全般について

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室 03-5253-8111 (代表)

■ 各都市における歴史的風土の保存の取組について

京都市 都市計画局 都市景観部 風致保全課 075-222-3475 (直通)

奈良県 暮らし創造部 景観・環境局 景観・自然環境課 0742-27-8753 (直通)

神奈川県 環境農政局 緑政部 自然環境保全課 045-210-4310 (直通)

滋賀県 交通まちづくり部 交通まちづくり政策課 077-528-4184 (直通)

発行：国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室
〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)
発行年月：令和8年4月

表紙写真：左上 東大寺と若草山(奈良市) 右上 上空から望む飛鳥集落(明日香村)
左中 延暦寺 ない堂(大津市)
左下 鶴岡八幡宮(鎌倉市) 右下 天龍寺 曹源池庭園(京都市)